

須坂市農業委員会 令和7年9月総会 議事録

1 招集 令和7年9月30日(火) 午後3時

2 開会 令和7年9月30日(火) 午後3時

3 閉会 令和7年9月30日(火) 午後3時37分

4 場所 須坂市役所 305会議議室

5 出席した農業委員 (14人)

出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦		7番	春原 博		16番	竹前清孝
農業委員	1番	返町俊昭		8番	原千賀子		17番	丸山雅之
"	2番	後藤文夫		9番	小林 昇		18番	吉田幸夫
"	3番	湯本か代子		10番	吉池寿一		19番	小林郁雄
"	4番	黒岩基之		11番	勝山修一		20番	増田光輝
"	5番	山岸幸子		12番	目黒孔一			

6 欠席した農業委員 なし

欠席した農地利用最適化推進委員 なし

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案の意見聴取について

報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第16号 農地法第4条第1項第号の規定による届出について

報告第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画策定お要請について (農業委員会による要請→中間管理機構による売買)

8 農業委員会事務局職員

事務局長 北堀けさ江 局長補佐 長野寛 農地係主査 小林広明

9 須坂市説明員

産業振興部農林課 農政係主任主事 小池祐希

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会9月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、農業委員総数14人全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長 ご苦労様です。今年は厳しい猛暑でありましたが、ようやく収穫の秋を迎えた。

農作業も大変忙しくなってきてると思いますが9月総会に参考いただきありがとうございます。

9月提出分の4議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

議長

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第15条の規定により、12番目黒孔一委員、13番中村豊彦委員をご指名申し上げます。

議長

はじめに、議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数8件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願ひいたします。

ないようでしたら農業委員さんで何か補足説明がございますか。

ないようありますので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

No.3の借り手について、営農計画はどのようになっているのか。

アスパラガスの作付けを計画しているようだが、だいぶ荒廃が進んだ農地となっているので、農地改良に時間をかける予定であるとのことです。

承知した。長年懸案のある農地であるので、根気よく整地して作付けを期待する。

よろしいですか。他に何かありますか。

ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。

No.8の案件については、地図はないのか。また売買価格は全体での価格なのか。

共有地のため、地図では示すことができない。価格については704分の4に対する価格になります。

他に委員さんで何かありますか。ないようありますので、採決いたします。

議案第16号の8件について、決定と決するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第16号の8件については決定と決しました。

議長

次に、議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願ひいたします。

ないようでしたら農業委員さんで補足説明がございますか。

ないようありますので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。

ないようありますので、採決いたします。

議案第17号の1件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

議長

次に、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数2件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願ひいたします。

ないようでしたら農業委員さんで補足説明がございますか。

- 議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。
ないようでありますので、採決いたします。
議案第 17 号の 2 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手全員であります。
よって、議案第 17 号の 2 件については意見可と決定しました。
- 議長 次に、議案第 18 号「農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第 3 項の規定による農地利用集積促進計画案の意見聴取について」申請件数 7 件について審議いたします。
事務局 事務局の説明を願います。
(議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、農業委員さん推進委員さんで、質疑ご意見ございましたらお願ひいたします。
議長 ないようでありますので、これより意見聴取に入ります。
農業委員さん、推進委員さんで説明の計画案に異議のある場合は、「番号と各要件のうち、どれが認められないのか、その理由を述べてください。
議長 異議はございませんか。
ないようでありますので、採決いたします。
議案第 18 号の 7 件について「異議なし」と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手全員であります。
よって、議案第 18 号の 7 件については「異議なし」と決定しました。
- 議長 以上で審議案件は終了いたしました。
- 議長 次に、報告に移ります。
報告第 15 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 2 件
及び、報告第 16 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数 1 件について事務局の説明を願います。
事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 この件でご質問はございませんか。ないようですので、
議長 次に報告第 17 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農地利用集積等促進計画策定の要請について」報告件数 7 件について事務局よりお願ひいたします。
事務局 (議案書に基づき朗読、説明)
議長 この件についてご質問はございませんか。
委員 No.2 から No.7 について、取得者は農業経営をしているのか？中間管理事業でよいのか。
事務局 自己所有地を取得し農業経営を行っている。借り入れている農地もある。ブドウの栽培は、親族からの指導により、経営していく予定である。
議長 他にありますか。ないようでありますので、以上で報告を終わります。
- 議長 その他になりますが、注意喚起ということでお願いいたします。
「農業委員の法令順守、綱紀粛正の徹底について」
(資料により説明。)
農業委員としての自覚をもち、申し合わせ決議の内容を徹底するようお願ひいたします。
- これをもちまして、9月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

令和7年9月30日

議長.....

署名委員.....

署名委員.....